

こども誰でも通園制度の 本格実施に向けた検討会（第2回）	資料6
令和7年10月10日（金）	

こどもまんが
こども家庭庁

公定価格・利用料について

公定価格・利用料の在り方について

令和7年度の状況

- 令和7年度については、子ども・子育て支援交付金において実施をしており、こども一人1時間当たりの単価は、0歳児1,300円、1歳児1,100円、2歳児900円となっている。これに加え、障害児や要支援家庭のこども、医療的ケア児を受け入れる場合に加算を設けている。（障害児・要支援家庭のこども：400円、医療的ケア児：2,400円）
- 利用料については、事業者は、保護者から1時間当たり300円程度を標準に徴収することができることとしている。

こども誰でも通園制度の制度化、本格実施に向けた検討会における取りまとめ（令和6年12月26日）（抜粋）

- 令和8年度からの給付化に伴い、こども誰でも通園制度の1時間当たりの費用について、公定価格として設定する必要があり、その在り方について検討する必要がある。また、地域区分や加算、利用料等の在り方についても併せて検討する必要がある。
- なお、公定価格の設定に当たっては、必要な人材を確保し、しっかりと運営できるものとなるよう設定する必要がある。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第1回）・子ども・子育て支援等分科会（第11回）におけるご意見

（誰通検討会（第1回））

- 単価について、上げてもらってはいるが、やはりかなり厳しい状況というのが現実。特に常時職員を抱えている一般型に関しては、非常に厳しい。広島市の例だが、この4月から47園が誰通に取り組んでるが、このうち通年で一定の利用者を受け入れることができる一般型に関しては7園のみ。残りは全て余裕活用型ですので年度後半に向けて入園児が増えていく。それは、年度後半に向けて利用枠が急激に減ってくるということを示している。なぜ一般型ではなく余裕活用型かと聞いたら、やはり専任職員を通年で抱えるのはこの単価では厳しいという意見がほとんどだった。誰でもいつでも利用できるという環境を整えるためには、やはり一般型をもっと増やしていかないとはいけないと考えており、そのためにも、基本分の単価を設けるなどしていただきたい。
- 単価について、質の向上の観点から、今、保育士が半分でいいというところを、全て保育士で賄っているところには加算などの措置を設けてほしい。
- 補助金について、月ごとの基礎的な補助というのを横浜市が特別にしている。そういったものがないとなかなか取り組みにくいところがあるので、これまで以上の公定価格の拡充をお願いする。それによって、前後の面談フォロー、そういったようなところもしっかりとやれるのではないかな。
- 利用者から頂く金額が1時間300円、標準というふうに示されているが、これはかなりこれから金額が事業者によっても市町村によっても変わってくる可能性がある。その際、広域利用というのを進めていくに当たって、安価な近隣の市町村に利用が集中するということがないのか、そういったことも検討が必要ではないか。横浜市は定期利用をマストにしており、自由利用を認めていないが、実施してみて、やはりいろいろな理由で欠席になるということが、お子さんの年齢も小さいことからたくさんある。その場合、ほかの方を受け入れることができなくて、とてももったいないような状況。もしかしたら、定期で利用している方については別の曜日に柔軟利用ができるとか、何かそういったようなやり方も検討が必要ではないか。
- 財政面について、現場の市町村および事業者からは、今年度の単価では運営が厳しいとの声が寄せられている。特に本事業の対象が0歳から2歳であることから、急な体調不良による当日キャンセルが頻発している。安定的な事業運営を確保し、保育士の雇用が不安定とならないよう、処遇面も考慮した適正な単価設定をお願いしたい。また、本格実施に伴い、都道府県および市町村等の自治体における財政負担が増加することが見込まれる。各自治体および施設が円滑に取り組めるよう、必要な財政措置を講じていただきたい。
- 事前準備や事務作業、通常保育との違いとして、こどもが慣れるまで1対1で対応する場面もある。利用申込みや収入の変動もある中で、1時間当たりの単価のみでは業務全体を十分にカバーできないと考える。本格実施に向けて、単価設定について再度検討を進めていただきたい。

こども誰でも通園制度の本格実施に向けた検討会（第1回）・子ども・子育て支援等分科会（第11回）におけるご意見

（子ども・子育て支援等分科会（第11回））

- 3名のこどもであっても年齢差がある場合には、保育士1人での対応が困難な場面がある。安全を確保するためには、複数体制が必要である。また、家庭的保育事業のように少人数保育を行う場合、定員割れにより1名のみを受け入れることもあり、現在の補助金では対応が困難である。さらに、環境整備の面でも、0歳児の利用を受け入れる場合には、ほふく室の設置など、利用児童に応じた環境をその都度整備する必要がある。人件費や施設整備費等に対する補助について、検討をお願いしたい。
- 費用面については、現行の給付金では運営が困難であるとの声が多く寄せられている。安定的な事業運営を可能とするため、給付金の見直しや基礎的補助の創設について検討いただきたい。
- 特に一般型の運営においては現在の単価では到底運営は不十分。例えば基本分単価を設定するなど、大幅な増額が必要。また、常時通園するわけではないため、事前の面談なども相当の時間を要する。現在の単価には、この面談等の時間が含まれておりませんので、面談等に要する時間も含めた単価設定にしていきたい。
- 都市部・地方部など、地域の状況に応じて、受け皿となる施設や保育士の人材確保の状況、施設の使用状況が異なる。現行の体制では受入れが困難な場面も想定されるため、その点を念頭に置いていただきたい。
- 補助単価については、令和6年度から試行的に見直されているものの、常時稼働する通常保育とは異なる仕組みであることから、利用実績に基づく単価では実態に合わないとの声もある。したがって、単価設定についても配慮をお願いしたい。
- 各市において着実に制度が実施できるよう、施設整備や人材確保に関する支援、補助単価の見直し、そして受け入れ時間の設定等について、検討をお願いしたい。
- 令和8年度からの給付化に向け、制度の趣旨に沿った運用ができるよう、公定価格の設定や利用時間について十分なものとしていただくとともに、自治体等の準備に要する期間を考慮し、内容を早期かつ具体的に御提示いただきたい。

公定価格・利用料の在り方について

対応の方向性（案）

- 公定価格については、現在実施している子ども・子育て支援交付金と同様に、単価＋加算という形で実施をしてはどうか。
 - （※）単価・加算の詳細については、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
 - （※）加算については、現行の加算（障害児加算、要支援家庭のこども加算、医療的ケア児加算）に加え、予算編成過程で検討し、年末にお示しする。
- 公定価格と併せて、実費※に加え、事業所の取組に応じた必要な額を利用料として徴収することができるかどうか。
 - （※）給食代・食材費、通園バス代、文房具代等を想定。
- 利用料の徴収に当たっての留意点については、整理した上で、別途通知等でお示しすることとしてはどうか。

【参照条文】

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）（抄）

（支給要件）

第三十条の十四 乳児等のための支援給付は、支給対象小学校就学前子ども（満三歳未満の小学校就学前子ども（当該小学校就学前子どもに係る教育・保育給付認定保護者が現に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費若しくは特例地域型保育給付費の支給を受けている場合における当該小学校就学前子ども又は第七条第十項第四号ハの政令で定める施設を利用している小学校就学前子どもを除く。）をいう。以下この節及び第五十四条の二第二項において同じ。）の保護者に対し、当該支給対象小学校就学前子どもの第三十条の二十第一項に規定する特定乳児等通園支援の利用について行う。

（乳児等支援給付費の支給）

第三十条の二十 市町村は、乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて、第五十四条の三に規定する特定乳児等通園支援事業者（以下この款において「特定乳児等通園支援事業者」という。）の行う第五十四条の二第一項の確認に係る乳児等通園支援（以下この款、第六十二条第二項第五号及び第七十二条第一項第三号において「特定乳児等通園支援」という。）を利用したときは、内閣府令で定めるところにより、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、乳児等支援給付費を支給するものとする。

2 （略）

3 乳児等支援給付費の額は、一月につき、特定乳児等通園支援を行う事業所の所在する地域等を勘案して算定される一時間当たりの特定乳児等通園支援に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該一時間当たりの特定乳児等通園支援に要した費用の額を超えるときは、当該額）に当該月に乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用した時間（当該時間が十時間以上であって乳児等通園支援の体制の整備の状況その他の事情を勘案して内閣府令で定める時間を超えるときは、当該内閣府令で定める時間）を乗じた額とする。

4 （略）

5 乳児等支援給付認定保護者が乳児等支援給付認定子どもについて特定乳児等通園支援を利用したときは、市町村は、当該乳児等支援給付認定保護者が当該特定乳児等通園支援事業者を支払うべき当該特定乳児等通園支援の利用に要した費用について、乳児等支援給付費として当該乳児等支援給付認定保護者に支給すべき額の限度において、当該乳児等支援給付認定保護者に代わり、当該特定乳児等通園支援事業者を支払うことができる。

6 前項の規定による支払があったときは、乳児等支援給付認定保護者に対し乳児等支援給付費の支給があったものとみなす。

7・8 （略）